

特別景観保全地区における景観計画 (神通峡地区)

平成19年9月

山形県大江町

第1 神通峡地区の区域

神通峡地区は、周囲の緑と清流が本町を代表する自然景観資源であり、工作物等の設置を規制し、自然景観を保全すべき地区であることから、特別景観保全地区として指定する。

第2 神通峡地区の区域

神通峡地区の区域は、町道古寺神通峡線敷地及びその両側100メートルの範囲で別図に示すとおりとする。

第3 神通峡地区における良好な景観の形成に関する方針

神通峡地区における良好な景観の形成に関する方針は、大江町景観計画に掲げる景観形成の基本方針、山里地域の景観形成方針及び公共施設の整備に関する景観形成方針を前提とし、次のとおりとする。

神通峡は、その渓谷美が町を代表する貴重な自然景観資源となっており、これを目的に数多くの観光客が訪れていることから、豊かな自然環境を守るとともに、自然景観を阻害しないよう、工作物などの人工的なものは極力設置しないこととする。また、神通峡渓谷の遊歩道などを整備する場合は、周辺景観との調和を図るものとする。

第4 神通峡地区の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

神通峡地区における建築等その他の行為についての制限（以下「景観保全基準」という。）は、大江町景観計画に掲げる田園地域及び山里地域の景観形成基準に加え、次のとおりとする。

なお、土地の形質の変更等その他の行為が神通峡地区を含む場合は、当該景観保全基準を適用するものとする。

区 分		景観保全基準
土地の 形質の 変更	形状	・ 樹木の伐採を伴う土地の形状変更は、必要最小限にとどめること。
	性質	・ 樹木の保存に努めること。